

社会福祉法人風早偕楽園

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人風早偕楽園の定款第9条及び第23条の規定に基づき理事、監事（以下「役員」という）及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めるとともに、費用弁償及び弔慰金について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償の額)

第3条 役員、評議員が理事会、評議員会に出席するため、あるいは法人業務のために出勤したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償額は、一日あたり5,000円とする。
- 3 法人が設置・経営する当該施設・事業所の職員が理事等を兼務する時費用弁償は支給しない。
- 4 役員及び評議員が出張する場合の旅費は障害者支援施設北条育成園等職員旅費規程に準じて支給する。

(費用の支払方法)

第4条 役員、評議員の費用弁償は理事会、評議員会等開催当日に支給する。ただし、出張する場合の旅費はその都度支給する。

(弔慰金の支給)

第5条 役員及び評議員の弔事に対しては、次の通り弔慰金を支給し、弔電を呈する。

- (1) 役員及び評議員 30,000円
- (2) 前役員及び前評議員 10,000円(ただし、辞任後1年以内に限る。)

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

役員費用弁償規程は廃止とする。

この規程は、平成29年10月19日施行

平成29年4月1日より適用する。